

○国土交通省告示第三百七十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十八年三月二十四日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道208号改築工事（有明海沿岸道路「高田大和バイパス及び大川バイパス」新設工事・福岡県三池郡高田町大字江浦字川崎地内から柳川市大和町栄字東浦田地内まで及び同市東蒲池字深町地内から大川市大字三丸字深町地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道及び農業用水路付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 福岡県三池郡高田町大字江浦字川崎並びに大字徳島字外縫及び字徳永地内

福岡県柳川市大和町中島字大島開、字心屋開、字小島開、字内小島開、字上ヶ地開、字内山及び字上ヶ地、大和町栄字東浦田、東蒲池字深町及び字瀉並びに西蒲池字下里、字逆井出、字内宇尺、字扇ノ内、字古溝、字将監坊及び字古塚地内

福岡県大川市大字坂井字南田、字東得丸、字丁永、字西得丸、字七田及び字八反々並びに大字三丸字五ノ坪、字四ノ坪、字八ノ坪、字西水町、字西長田内、字入道町、字新谷、字東深町及び字深町地内

2 使用の部分 福岡県三池郡高田町大字徳島字外縫及び字徳永地内

福岡県柳川市大和町中島字大島開、字心屋開、字小島開、字内小島開、字上ヶ地開、字内山及び字上ヶ地、大和町栄字東浦田並びに西蒲池字扇ノ内、字古溝、字将監坊及び字古塚地内

福岡県大川市大字坂井字南田、字東得丸、字丁永、字西得丸、字七田及び字八反々並びに大字三丸字五ノ坪、字四ノ坪、字八ノ坪、字西水町、字西長田内、字入道町、字新谷、字東深町及び字深町地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

**1 法第20条第1号の要件への適合性**

申請に係る事業は、福岡県三池郡高田町大字江浦字川崎地内から大川市大字三丸字深町地内までの延長12.1kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道208号改築工事（有明海沿岸道路「高田大和バイパス及び大川バイパス」新設工事）及びこれに伴う附帯工事並びに市道及び農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道208号改築工事（有明海沿岸道路「高田大和バイパス及

び大川バイパス」新設工事)」(以下「本体事業」という。)は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2号の一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施工により遮断される市道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号の市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施工により遮断される農業用水路の従来機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する用水路に関する事業に該当する。

さらに、本体事業の施工に伴う附帯工事として行う工事用道路、仮設迂回路及び仮設水路設置工事については、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

### (1) 得られる公共の利益

一般国道208号(以下「本路線」という。)は、熊本県熊本市を起点とし、福岡県大牟田市、柳川市、大川市等を経由して佐賀県佐賀市に至る延長72.9kmの有明海沿岸地域における主要幹線道路である。

本件区間に対応する本路線(以下「現道」という。)は、沿道に公共施設、店舗、工場等が集中していることから、これらの施設を利用する地域内交通が多く、加えて主要都市間の物流等による通過交通も多いが、柳川市街地の一部を除くほとんどの区間が2車線道路であるため、朝夕の通勤時間帯を中心に交通渋滞が発生し、円滑な自動車交通が阻害されている。

平成11年度の道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、柳川市大和町塩塚地点で12,481台/12h、大川市新茶屋地点で17,342台/12h、混雑度はそれぞれ1.25、1.79となっている。また、平成15年3月に起業者が実施した調査によると、三池郡高田町地内の徳島交差点付近において、大川市方面に最長約1,200mの渋滞長が確認され、柳川市大和町地内の浦島橋北詰交差点付近において、大川市方面に最長約1,050mの渋滞長が確認されている。

本件事業の完成により、自動車交通が地域内交通と通過交通とに分散されることで現道の交通渋滞が緩和され、円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、都市計画手続において都市計画決定権者である福岡県知事が「環境影響評価の実施について」(昭和59年8月閣議決定)等に基づき、平成10年に環境影響評価(以下「平成10年評価」という。)を実施したところ、生活環境に係る項目についていずれも環境基準等を満足するものと評価されている。その後、計画交通量の見直し等が行われたことから、起業者が平成16年に任意で環境影響評価法等に基

づき平成 10 年評価の再評価を実施したところ、生活環境に係る項目についていずれも環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## **(2) 失われる利益**

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地の一部が、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物に指定されているカササギ生息地に含まれているが、営巣が確認されていないことなどから、動植物に与える影響は軽微であると認められる。

また、本件区間内の土地には、この他文化財保護法により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## **(3) 事業計画の合理性**

本件事業は、現道の交通渋滞の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第1種第3級の規格に基づく4車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の基本的内容は、平成10年10月23日及び平成11年1月6日に都市計画決定された都市計画と整合しているものである。

さらに、本体事業の施工に伴う市道及び農業用水路付替工事並びに工事用道路、仮設迂回路及び仮設水路設置工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## **4 法第20条第4号の要件への適合性**

### **(1) 事業を早期に施行する必要性**

3(1)で述べたように、現道は交通量が多く、交通渋滞が発生していることから、できるだけ早期に交通渋滞の緩和を図る必要があると認められる。

また、本路線沿線の地方自治体の長等からなる有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

### **(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性**

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## **5 結論**

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 福岡県三池郡高田町役場、柳川市役所及び大川市役所